



各位

## おきぎんカトレアクラブのご案内

おきぎんカトレアクラブ事務局

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄銀行ではご愛顧いただいているお客さまの事業のお役に立つため、各種ビジネス情報の提供と多くの交流の場を通して、お客さまをサポートするビジネスクラブとして「おきぎんカトレアクラブ」を2001年7月に設立し、会員となられた企業や事業主の皆様へ情報や交流の場を提供させていただいております。

具体的には、各種セミナー・講演会及び交流・懇親会の開催、地域経済レポートを中心とした「おきぎん調査月報」などによる情報提供など幅広い活動を展開しております。

当クラブは更に会員の輪を広げることにより、当クラブをとおしてビジネスチャンスが生まれるよう、より多くの経営者の皆さまにご入会いただき、共に発展したいと考えております。

つきましては、主旨をご理解いただき当クラブにご入会賜りたくご案内申し上げます。

- 名称：おきぎんカトレアクラブ
- 設立：2001年7月10日
- 活動：各種講演会・セミナー・相談会等の実施  
県内景気動向調査レポート、経営に役立つ小冊子等による情報提供  
ホームページやWebサイトによる経営情報提供等
- 年会費：12,000円 ※離島会員は6,000円

専用HPアドレス：<https://cattleya.okinawa-bank.co.jp/>

入会ご希望の際は、以下の項目をご記入の上、沖縄銀行取引店窓口にて手続きをお願いします。

### << 入会のお手続き >>

おきぎんカトレアクラブ 宛

(沖縄銀行 法人事業部 地域活性化グループ)

### おきぎんカトレアクラブ入会申込書

|          |     |        |     |
|----------|-----|--------|-----|
| 住 所      | 〒 - |        |     |
| 会社名      |     |        |     |
| 代表者名     |     |        |     |
| 電話番号     | - - | FAX 番号 | - - |
| Eメールアドレス | @   |        |     |

#### 【銀行使用欄】

| 受付日 | 受付店 | 名寄番号 | 科目 | 口座番号 |
|-----|-----|------|----|------|
|     |     |      |    |      |

#### 【法人事業部使用欄】

| 法人事業部受理日 | 登録確認 |
|----------|------|
|          |      |

# おきぎんカトレアクラブ会則

第1条 本会の名称・目的は以下とする。

1. 本会はおきぎんカトレアクラブと称する。
2. 本会は独自色に富むビジネスクラブを目指して 21 世紀の新しい自立型沖縄経済社会に貢献すべく、会員への講演・研修会、情報提供、会員相互の情報交換等を通して地域経済社会をリードする経営者の資質・向上等に資することを目的とする。

## (活動)

第2条 本会は次の活動を行なう。

1. 沖縄経済社会をリードする経営者の資質・向上等に資する講演、研修等の情報提供等
2. 会員相互の情報交換・協力関係の強化と親睦の促進
3. その他前条の目的達成に必要な活動

## (会員)

第3条 本会は次の者で構成する。

1. 範囲  
(1) 沖縄銀行取引先の企業経営者、預金者のうち当会へ入会した者  
(2) 県市町村首長、経済団体役員等のうち当会へ入会した者  
(3) その他特別に入会を認められた者
2. 会員は 1 企業 1 人を原則とする。
3. 本会への入会は当行営業店長の推薦を必要とする。

## (会の運営)

第4条 本会は次のとおり運営する。

1. 本会に会長及び副会長 4 名、幹事若干名をおく。  
会長は法人事業部担当役員とする。副会長は法人事業部長及び株式会社おきぎん経済研究所取締役とし、残りの 2 名は会員の中から会長が選任する。  
任期はそれぞれ 2 年とし、再選を妨げないものとする。会計監査役を 2 名とし会員から会長が選任する。  
幹事は法人事業部副部長又は法人事業部部長代理、法人事業部担当者等があたることとする。
2. 会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐する。
3. 本会事業の運営等のため、正副会長、幹事、監査役で運営委員会を構成する。運営委員会は、事業経過、会計報告等のため年 1 回以上開催する他、重要な事項が発生した都度開催することとする。  
事務局は株式会社おきぎん経済研究所に置き、企画・運営を担当し、法人事業部は会員の入会促進、会員名簿の管理、金銭の出納管理、を行うこととする。
4. 本会則の改正、決算、予算、重要な事項の承認は、運営委員会の定めるところによるものとし事務局が適当と認める方法で会員に通知し、会員の過半数の賛同を得て成立する。尚、通知到達後 1 ヶ月以内に事務局に対して運営委員会の承認につき異議を申立てなかった会員は当該事項に同意したものとする。
5. 本会に顧問をおくことができる。
6. 本会は下記の講演・説明会等を開催し定期的に情報誌について配布する。

### 【講演・説明会】

#### (名称及び目的)

- ① 経済講演会
- ② 新入社員向けマナー研修会
- ③ パソコン研修 (文書・グラフ・会計処理等)

- ④ 研修 (文書・グラフ・会計処理等)
- ⑤ 税務相談会
- ⑥ 法律相談会
- ⑦ 企業財務 (年金含む) 相談会等

#### 【資料提供】

- ① おきぎん調査レポート (含むおきぎんカトレアクラブ通信)
- ② 講演会・説明会資料等

#### 【その他】

- ① インターネットでの情報提供等
  - ② 「おきぎんカトレアクラブのお知らせ」
7. 会期は 7 月から翌年 6 月とし、本会の会費・月額 1,000 円 (但し離島会員は 500 円) を、毎年 8 月 15 日に 1 年分一括前納とする。  
(離島とは、沖縄本島以外の島のうち本島と埋立、海中道路、架橋により連結されていない島とする。)  
中途入会の会費は月割による入金とする。  
退会の申出がない限りは更新扱いとするが、会期内に口座振替もしくは送金による会費の徴収が行えない状況が発生する場合は、自動退会とする。

#### (会員の遵守事項)

第5条 本会の会員は、会員相互の信頼関係の維持強化をはかるため次のことを遵守しなければならない。

1. 会員は会員相互の信頼関係を損なうような行為をしない。
2. 会からの提供情報等を第 3 者に提供しない。
3. 会員が会員外の者を、会合に出席させようとする時は、事前に幹事に連絡し承諾を得なければならない。
4. 上記 1、2、3 に関する事項に抵触した会員については運営委員会の審議を経て除籍することができる。

#### (会員入会手続き)

第6条 本会に入会するには所定の書式による入会手続きを取る。なお、当行営業店長の推薦が必要。

1. 入会申込書、預金口座振込依頼書に必要な事項をご記入の上、当行営業店へ申込む。

#### (会員の退会手続き)

第7条 本会を退会するには所定の書式による退会手続きを取ればいつでも退会できる。

1. 退会希望者は各支店に申し入れ所定の用紙に記載の上、各営業店長あて提出する。
2. 退会に際しては会費の返還はしないこととする。

#### (会の発足日)

2001 年 7 月 10 日

#### (規約の制定)

2001 年 7 月 10 日制定  
2005 年 8 月 2 日改訂  
2006 年 9 月 5 日改訂  
2012 年 10 月 30 日改訂  
2015 年 3 月 2 日改訂  
2015 年 10 月 29 日改訂  
2018 年 10 月 24 日改定